

3.6. 第4次県有林管理計画

県有林管理計画は、山梨県県有林野管理規程（昭和37年8月31日山梨県訓令第34号）に基づくものであり、計画期間については、5年度毎に樹立する10年計画とし、本計画の期間は2021（令和3）年4月1日から2031（令和13）年3月31日までとしている。

なお、県有林の概要は「Ⅱ．山梨県の森林の状況」を参照。

【基本方針】

持続可能な社会を実現するための世界共通の目標であるSDGsやポストコロナの新しい生活様式等、近年の社会・経済情勢の変化を踏まえ、国際基準に基づく持続可能な森林管理の推進とともに、前述の「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が目指す「林業の成長産業化の実現」に寄与していくことを基本方針としている。

● 国際基準に基づく森林管理の推進

～森林が有する多様な機能の強化・利活用～

F S Cが定める国際基準に基づき、環境・社会・経済の調和した持続可能な森林管理をさらに推進します。

● 林業の成長産業化の実現への寄与

～効率的な施業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～

県内林業の中核として、生産性の高い施業により利用期を迎えた森林資源の循環利用を推進します。

（出典：第4次県有林管理計画より）

なお、それぞれの基本方針において、重点的に取り組む事項は以下のとおりとなっている。

国際基準に基づく森林管理の推進

（1）水土保全機能の強化

針広混交林や広葉樹林への誘導等、多様な森づくりを推進するとともに、近年の台風や豪雨の発生など、急傾斜地においては土砂の流出を防止する針広混交林への誘導、道路等の公共インフラ周辺については倒木による被害防止

を図るなど適切な森林管理を推進する。

（2）保健休養機能の利活用促進

県有林の保健休養機能の利活用を促進し、観光、健康等の分野と連携した森林体験プログラムやアウトドア・スポーツを楽しむ場を提供する。

（3）県産FSC認証材のブランド化

企業と連携した認証材製品のPR活動、国内最大のFSCの森である県有林の紹介等の情報発信などにより、FSC認証を取得している県有林材の付加価値を高め、ブランド化を推進する。

林業の成長産業化への寄与

（1）充実した森林資源の有効活用

利用期を迎えた人工林資源を中心に計画的な伐採を行い、県内林業・木材生産業の振興に寄与する。

（2）効率的な森林施業の推進

低密度植栽やICTの活用、伐採と造林を連続して行う「一貫作業システム」等、効率的な施業を積極的に導入し、森林施業の低コスト化を図り、先進的な技術を民有林に普及していく。

（3）広葉樹資源の利活用を推進

充実した県有林広葉樹資源を付加価値の高い家具やフローリング等に利活用していくため、新たなサプライチェーンの構築など利活用の仕組みづくりを進める。

第4次県有林管理計画の概要を示すと次のとおりとなる。

（出典：第4次県有林管理計画の概要）

第4次県有林管理計画（基本方針及び重点事項）

《基本方針》

FSCの国際基準に適合した、環境・社会・経済が調和する適切な森林管理に努めることにも、充実した森林資源の効率的、持続的な活用により、「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」が目指す「林業の成長産業化の実現」に寄与することを基本方針とする

○ 国際基準に基づく森林管理の推進

～森林が有する多様な機能の強化・利活用～

○ 重点取組み事項

《水土保全機能の強化》

良質で豊かな水を育む水源上流域の森林において、針広混交林や広葉樹林への緑地等、水源涵養機能を高める基づくりを推進
また、近年の大型化した台風や記録的な豪雨の発生を踏まえ、土砂が流出しやすい急傾斜地や、道路等の公共インフラ周辺においては、安全・安心な生活を守る適切な森林管理を推進

《数値目標》針広混交林への誘導

過去5年（R2～R6実績）：1,481ha
一歩計画（前期5年）：2,000ha（35%増）



針広混交林への誘導

水源上流域の人工林

急傾斜地の人工林

《保健休養機能の利活用促進》

ウイズ・コロナ社会に対応した森林空間の利活用を促進するため、観光、教育、健康等の分野と連携した体験プログラムや、森林レクリエーション、アウトドア・スポーツを楽しむ場を提供

《数値目標》森林公園等の利用促進

現状：642千人（R1実績）→目標：843千人（R7年度）（47%増）

《県産FSC認証材のブランド化》

FSC認証により県有林材の付加価値を高め、需要に繋げていくため、恵那林下町100周年を契機としたフォーラムの開催や、企業と連携した認証材製品のPR活動、県有林の持続可能な森林管理の紹介等による情報発信を推進



FSC製品の販売会出席



大田の荘「森林セラピー」



記録期間による変化

○ 林業の成長産業化への寄与

～効率的な産業による充実した森林資源の持続的な利用の推進～

○ 重点取組み事項

《充実した森林資源の有効活用》

利用増進を図る人工林資源を計画的に供給することにより、林業・木材産業の成長産業化に資するとともに、新たな再造林による森林資源の循環利用を推進

《数値目標》木材供給の推進

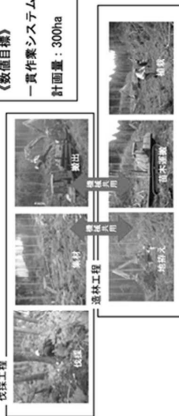
現計画：750千㎡→本計画：960千㎡（28%増）

《効率的な森林施業の推進》

低密度採伐やICTの活用、伐採と造林を連続して行う「一貫作業システム」等、効率的な施業を積極的に導入し、県内林業を先導

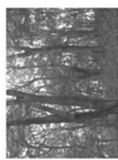
《数値目標》一貫作業システムの実施（新規）

計画量：300ha



《広葉樹資源の利活用を推進》

環境問題等に起因する南洋材を中心とした天然林材の輸入量の減少などにより、国産広葉樹材が注目される中、充実した県有林広葉樹資源を付加価値の高い家具やフローリング等に活用していくための新たなサブプライチーの構築を推進



ミズナラ林



広葉樹材フローリング

《数値目標》有用広葉樹材の供給（新規）

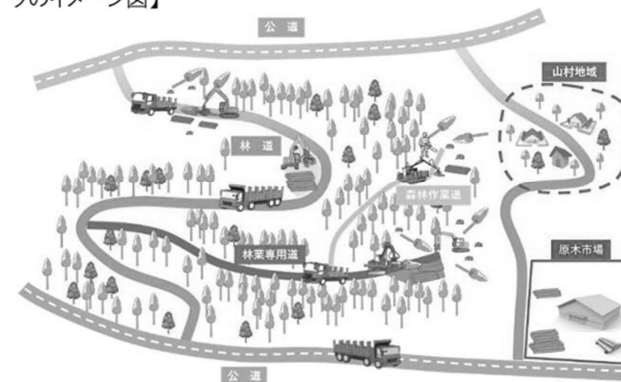
計画量：35千㎡

3.7. 山梨県林内路網整備計画（令和2年3月）

やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン（3.1.参照）の実現に向け、森林の傾斜区分に応じた高性能林業機械等を主体とした作業システムの導入による効率的な森林施業を実現するための基盤となる「林道」、「林業専用道」及び「森林作業道」を適切に配置した路網ネットワークの構築を目的としている。計画期間は、2020（令和2）年度から2029（令和11）年度までの10年間としている。



【路網ネットワークのイメージ図】



（出典：山梨県林内路網整備計画（令和2年3月）より）

《数値目標》県民のFSC認知度

現状：35%（R1年県政モニター結果）→50%（R7年度）

【3つの柱となる方針】

林地の傾斜と作業システムに応じた路網配置

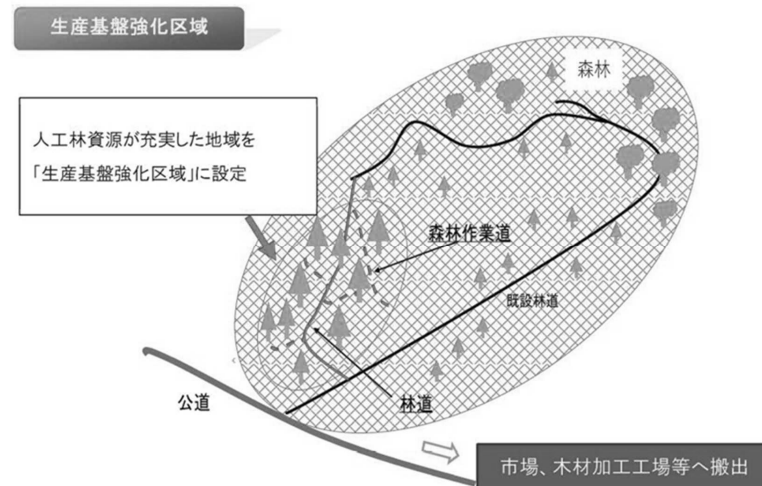
林地の傾斜区分と使用する高性能林業機械等を組み合わせた作業システムに応じて、林道、林業専用道、森林作業道を適切に配置する。

傾斜区分：緩傾斜地（0～15°）、中傾斜地（15～30°）、急傾斜地（30～35°）、急峻地（35°以上）

木材を供給する区域に路網を集中的に整備

県産木材を低コストで効率的に搬出して、県内の市場や合板工場等へ安定供給するため、人工林資源が充実した区域を「生産基盤強化区域」として設定し、木材の搬出等を集中的に実施するための林道・森林作業道等を重点的に整備する。

生産基盤強化区域は、2020（令和2）年3月末時点で12箇所を設定しているが、今後も県内の地域バランスを考慮しながらさらに設定することとしている。



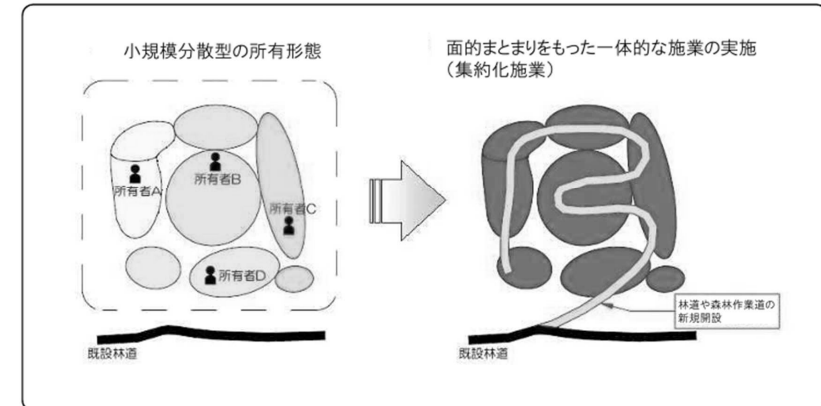
（出典：山梨県林内路網整備計画（令和2年3月）より）

市町村営林道の整備促進

県の民有林は、森林面積の約53%に当たる184,621ha存在するが、所有面積1ha未満の森林が70%以上を占める上、小規模で分散しているため、採算性の高い効率的な森林施業が行われていない状況にある。

2019（平成31）年4月、森林経営管理法の施行により、「森林経営管理制度」⁵が創設され、森林の適切な経営管理について、市町村が中心的な役割を担うこととなり、小規模・分散型の所有形態となっている森林について、隣接する複数の森林を面的にまとめた上で、高性能林業機械等の導入による効率的な施業に向け、その基盤となる市町村営林道や森林作業道等の路網を合理的に配置する。

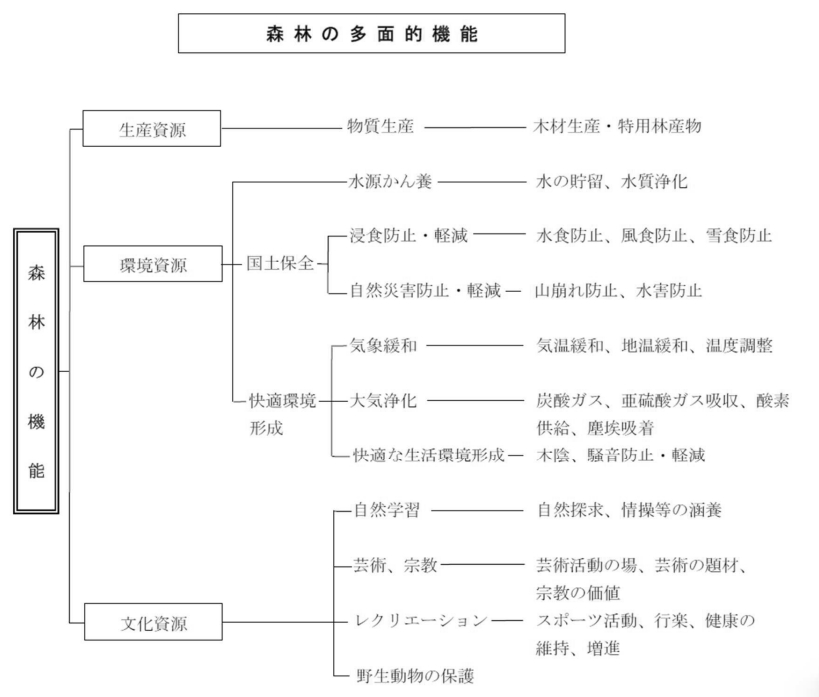
【集約化のイメージ】



（出典：山梨県林内路網整備計画（令和2年3月）より）

⁵ 森林経営管理制度：手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託（経営管理権の設定）を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理（市町村森林経営管理事業）をする制度。（林野庁ホームページより）

(参考) 森林の多面的機能



(出典：令和5年度 山梨県林業統計書)

IV. 外部監査の結果

1. 指摘事項又は意見事項の一覧

- No.1. 【指摘事項】キャッシュレス決済機器の不具合について
- No.2. 【指摘事項】金庫内保管物の管理について
- No.3. 【指摘事項】備品管理シールの貼り付け漏れについて
- No.4. 【意見事項】金庫管理について
- No.5. 【意見事項】個人情報の取扱いについて
- No.6. 【指摘事項】有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」料金等の収入管理について
- No.7. 【指摘事項】森林セラピー事業の正確な報告について
- No.8. 【意見事項】森林セラピー事業の参加者数の低迷について
- No.9. 【指摘事項】自主事業等に係る行為の許可の手続について
- No.10. 【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について
- No.11. 12. 13. 【指摘事項及び意見事項】電気設備改修について
- No.14. 【意見事項】大型区画の有効活用について
- No.15. 【意見事項】土地使用料及び共益費の徴収事務効率化について
- No.16. 【意見事項】施設内建物の賃貸借契約における契約内容の見直しについて
- No.17. 【意見事項】生徒からの預り金の残高検証及び利息の取扱いについて
- No.18. 【意見事項】遊休資産等の除却、整理について
- No.19. 【意見事項】常例検査スケジュールについて
- No.20. 【意見事項】常例検査の調書について
- No.21. 【意見事項】森林組合に対する支援について
- No.22. 【意見事項】基金繰越残高の計画的解消について
- No.23. 【意見事項】森林整備現場見学会におけるアンケートの項目について
- No.24. 【意見事項】協議会における総会の開催日、監事による監査報告日について
- No.25. 【意見事項】緑化園の有効活用について
- No.26. 【意見事項】緑の教室における利用料の導入について
- No.27. 【意見事項】緑化相談において活用するIT媒体について
- No.28. 【意見事項】「山梨県森林保全巡視事業実施規程」における部局長名について
- No.29. 【意見事項】森林保全巡視指導員に対する報償金額の見直しの検討について
- No.30. 【意見事項】貸付金による効果測定について
- No.31. 【意見事項】貸付金の利息相当額について
- No.32. 【意見事項】就労者の多様化する働き方に対応した奨励金について
- No.33. 【意見事項】補助金の対象経費の明瞭化について

No.34.【意見事項】直近年度実績に基づく予算策定について
No.35.【意見事項】実際に業務に要した日数に基づいた実績報告について
No.36.【意見事項】労務費算定の合理的な計算方法に基づく報告について
No.37.【意見事項】ツアー参加者について林業への就業状況等の事業成果の測定について
No.38.【意見事項】将来施策に向けた応募事業者数低迷の原因分析について
No.39.【意見事項】減額変更についての要因等の把握、記録について
No.40.【指摘事項】新たな森林空間の活用事業費について
No.41.【意見事項】保安林の指定について
No.42.【意見事項】危険地区箇所情報のより積極的な情報開示について
No.43.【意見事項】支出実態に即した事業費の使用について
No.44.【意見事項】ナラ枯れ被害木のデータベース化について
No.45.【意見事項】「外部委託先調査シート兼情報セキュリティ対策実施状況報告書」における「3.本業務に係る安全性及び信頼性を確保するための具体的な措置」の積極的な取扱いについて
No.46.【指摘事項】随意契約締結に至るまでの適正な手続について
No.47.【意見事項】分収林契約の変更契約未了の土地の取扱いについて
No.48.【意見事項】一貫作業システムの請負委託業務における競争性確保について
No.49.【意見事項】工事請負契約に係る当初設計の積算について
No.50.【意見事項】工事請負契約における契約額変更のルールについて
No.51.【意見事項】林業・木材産業改善資金貸付金の返済未了案件について
No.52.【意見事項】経済情勢等に基づく共益費の見直しについて
No.53.【意見事項】取締役会の承認決議について
No.54.【意見事項】貸倒引当金の計上について
No.55.【意見事項】役員報酬と給与手当の別段表記について
No.56.【意見事項】支配比率に基づくカテゴリーについて
No.57.【意見事項】固定資産の管理について

2. 総括的意見

本県は、県土の 77.8%を森林が占める全国でも有数の森林県であり、森林の県民の生活に与える影響は大きいものと言える。

「Ⅱ. 山梨県の森林の状況 2. 県内の林業の状況」に記載のとおり、木材として利用可能となる人工林が年々増加している状況にある一方で、林業に限ったことではないが、少子高齢化等の影響により、県内の林業就業者は長期的な減少傾向となっており、また就業者の高齢化も進んでいる。

林業従事者の所得水準の点では、林野庁のホームページによると、『林業従事者の年間平均給与は、平成 25 (2013) 年から平成 29 (2017) 年までで 38 万円 (12%) 上昇している。しかし、全産業平均に比べると、差は縮まったものの、90 万円程度低い。特に 30 代から 50 代にかけて全産業平均との差が大きく、定着率が下がる原因の一つと考えられる。』とされており、若年者層の未定着化が全国的にも課題となっている。(参考 1 参照)

このような状況において、県は「やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン」を令和 2 年 3 月（その後令和 4 年 1 月、令和 6 年 2 月に改訂）に策定し、同プランにおいて、森林の公益的機能の持続的な発揮とともに、林業の成長産業化の実現を基本方針に掲げている。

これを受け、長期的な定着率の向上を図る上で、林業の収益性向上や従事者のキャリアアップの仕組みづくりが課題であるとしている。そこで同プランにおいては、ICT を活用した低コストで効率的な林業施策を行うスマート林業（参考 2 参照）の定着や、人工林資源が充実した区域への重点的な路網整備等を通じた施設の集約化、高度な技術や知識を持つ林業就業者の育成等により、林業の生産性の更なる向上を目指すとともに、FSC 認証材製品をはじめとした県産木材製品が安定的に供給されることや、東京圏などへの新たな販路の確立、公共建築物等への積極的な木材利用等による需要拡大を図っている。これにより、新たな雇用の創出や林業就業者の所得向上など、林業が魅力ある産業となることを目標としている。

我が国はこれから少子高齢化が進み、その傾向は本県をはじめとする地方に顕著であると考えられる。近い将来、労働人材不足が懸念される中で、林業就業者の拡大維持が肝要と考えられる。他の産業ではなく、林業への就業を選択してもらうためにも、県としても引き続き ICT を活用したスマート林業の推進や県産材の需要拡大等の施策等、更なる生産性の向上や林業就業者の所得向上を実現していき、魅力ある山梨の林業の実現に向けた施策を引き続き実行していただきたいと思う。

余談ではあるが、今回の監査において、農林大学校森林学科の富士川キャンパスの現場観察を行った。そこで、実習現場を拝見する機会があり、多数の生徒が指導教官のもとチェーンソー等の器具の実習をしていた。一所懸命でひたむきな若者の姿を見て、私も一県民として山梨県の森林及び林業について関心を持つとともに、応援していきたいと考えた次第である。

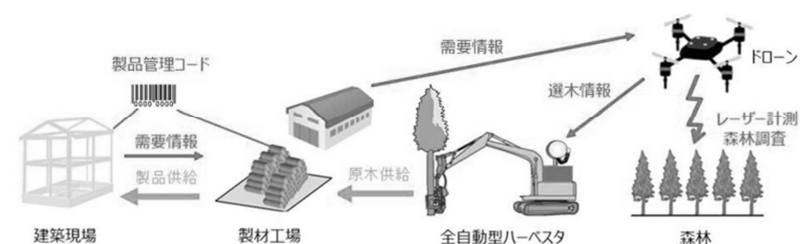
(参考 1)



(出典：林野庁ホームページより)

(参考 2)

【スマート林業のイメージ】



(県総合計画推進会議 農林業分科会作成)

(出典：やまなし森林整備・林業成長産業化推進プラン)

3. 各論としての外部監査結果

3.1. 施設及び出先機関等の監査

(往査対象施設及び出先機関の所在位置)



No.	施設/出先機関
①	金川の森
②	武田の杜
③	清里の森
④	農林大学校（富士川キャンパス）
⑤	森林総合研究所

3.1.1. 山梨県森林公園金川の森

【施設の概要等】

・概要総括

所在地	笛吹市一宮町国分1162-1
設置年月日	平成8年5月30日
設置根拠 (法律、条例等)	山梨県都市公園条例
設置目的	金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を将来にわたり保存し、保安林機能の増進を図るとともに県民の保健休養の場として活用するため設置する。
主な業務の内容	(1)施設等の維持保全に関する業務 (2)有料公園施設の利用の承認に関する業務 (3)森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 (4)交通安全に関する講習会の実施に関する業務
主な施設内容 (定員等)	○公園面積 36.2ha ○施設の内容 ・どんぐりの森 10.9ha (管理事務所、サイクルステーション、トイレ、遊具施設、経塚古墳、ターゲットハートゴルフ場、森のせせらぎ、峯望池等) ・スポーツの森 11.3ha (サイクルステーション、乗り物広場、トイレ、ターゲットハートゴルフ場、マウンテンバイクコース、遊具施設等) ・さくらの森 2.7ha (さくら堤、花見台、トイレ等) ・ふれあいの森 3.7ha (芝生広場、トイレ等) ・かぶとむしの森 5.3ha (ハートデッキ、遊具施設、野鳥のせせらぎ、ゲートボール場、いきもの観察施設、トイレ等) ・こもれびの森 2.3ha (ドックラン、水飲み等)
備考 (改築工事等の状況、一括管理施設等)	・金川の森屋外トイレ新設工事 13,036,100円 R3.3.31～R3.9.30 ・金川の森休憩舎改築工事 31,023,300円 R5.7.18～R6.2.28

(出典：指定管理者概要説明書から抜粋)

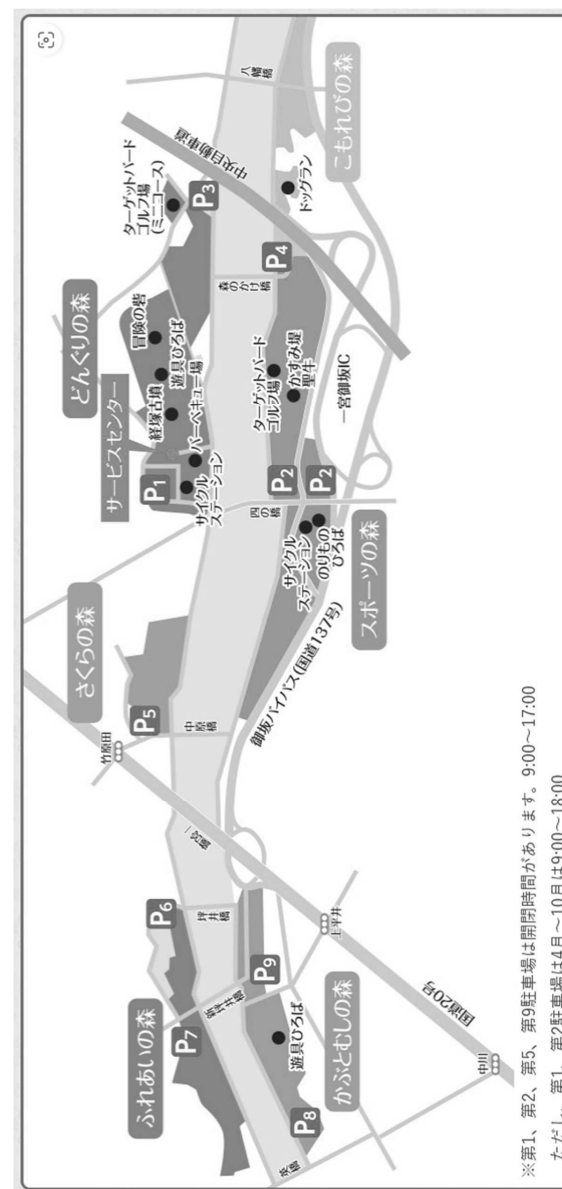
・施設の概要

山梨県森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）は、6つの森（下記参照）からなり、ほぼ36haの広さを持つ、山国の山梨には珍しい平地林にある森林公園である。現在この森には、300種類を超える植物が生育し、70種類近くの野鳥が確認されている。また、キツネ、モグラ、ネズミなどの小動物や昆虫も棲む自然豊かな公園である。

〈6つの森の紹介〉

- どんぐりの森 : インフォメーションセンターとしての機能を持つ、金川の森サービスセンター（管理事務所）がある。
- さくらの森 : 数十種類のサクラが植栽されている。
- ふれあいの森 : 芝生の広場があり、心と体をリフレッシュさせてくれる。
- かぶとむしの森 : 昆虫観察施設もあり、カブトムシや水辺の昆虫、小鳥など、生き物の観察を楽しめる森。
- スポーツの森 : 乗り物広場内のサイクルステーションでは自転車を借りることができる。
- こもれびの森 : ノーリードで愛犬を遊ばせることができるドッグランがある森。

〈園内マップ〉



※第1、第2、第5、第9駐車場は開園時間があります。9:00～17:00
ただし、第1、第2駐車場は4月～10月は9:00～18:00

(出典：山梨県森林公園金川の森 HP より抜粋)

・指定管理の状況

a. 指定管理者について

指定管理者は cowshi 金川の森 パートナーズである。cowshi 金川の森 パートナーズは、一般社団法人山梨県木材協会を代表団体として3つの企業（株式会社七保、株式会社馬場設計及び株式会社富士植木）で構成されている。

基本方針は以下のとおり掲げている。

基本方針について

山梨県森林公園金川の森の設置目的は、金川沿岸の水害防備の歴史を有する貴重な平地林を中心とした森林を将来にわたって保全し、保安林機能の増進を図るとともに、県民の保健休養の場として活用することです。

cowshi 金川の森 パートナーズは指定管理者として地域を一番に考え、上記の目的を効果的に達成します。そのためには、森林の歴史とその存在を後世に引き継ぐことが最も重要であると考え、以下のコンセプトを定めました。

金川の森の周辺に住まう人々を中心として、防災機能をはじめとする多面的な森林の機能を高めることにより地域の防災と活性化に寄与し財産として次の世代へと引き継ぎます。

～ ふるさとの森と歴史の未来へ ～

●基本方針 1

人間と森林の相互関係に重点を置いた、公園の維持と利活用を行います。

金川沿いにある河畔林は、金川扇状地が明治40年に起きた金川の氾濫で甚大な被害を受けたことから、明治以前から存在した河畔林に加え、地域住民や山梨県が水害防備林や霞堤などを整備してきた地域です。

上記のように、金川の森は地域の人々との関わりの深い歴史をもっており、将来にわたり地域住民と関わり続ける存在であると考えます。

このような観点から、cowshi 金川の森 パートナーズは人間による森林利用の歴史及び地域的特性を通じて人間と森林の相互関係を重点に置いた、公園の維持管理及び利活用を行います。

●基本方針 2

広域的で多様な事業を展開し、山梨県で一番美しい森に育てます。

金川の森は、中央道一宮御坂 IC、石和温泉郷の至近距離にあり、また峡東果樹地帯の中心に位置しており、観光面で大きなポテンシャルを持った場所です。

このため、公園区域のみの維持管理、利活用のみならず、峡東地域全体の「にぎわい・ふれあい」の拠点を創出するため、地元にある観光、医療福祉、農林業関係団体及び教育機関等と連携した広域的で多様な事業展開を行います。

（出典：令和5年度山梨県森林公園金川の森 業務計画書）

上記の基本方針のもと、cowshi 金川の森 パートナーズは様々な取組を行っており、金川の森の利用者の利用満足度は非常に高いものとなっている。

〔参考情報〕利用状況、利用者満足度の状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	備考
利 用 実 績	266,812人	249,762人	286,143人	297,750人	295,100人	
利 用 者 満 足 度	◎	◎	◎	◎	◎	「満足」又は「どちらかといえば満足」の合計 ◎:80%以上 ○:60%以上80%未満 △:60%未満

（出典：指定管理施設概要説明書から抜粋）

b. 指定管理業務の概要

山梨県と cowshi 金川の森 パートナーズが締結した基本協定書に従い、以下の管理業務を cowshi 金川の森 パートナーズが実施する。

- （1）施設及び設備器具の維持保全に関する業務
- （2）有料公園施設の利用の承認に関する業務
- （3）森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務
- （4）交通安全に関する講習会の実施に関する業務
- （5）その他山梨県が必要と認める業務

（出典：山梨県森林公園金川の森の管理に関する基本協定書）

また、以下の条項に従って、自主事業も運営している。

山梨県森林公園金川の森の管理に関する基本協定書（令和5年3月8日締結）
（一部抜粋）

山梨県（以下「甲」という。）と cowshi 金川の森パートナーズ（以下「乙」という。）とは、山梨県森林公園金川の森（以下「金川の森」という。）の管理業務に関し次のとおり基本協定を締結する。

（自主事業）

第4条 乙は、金川の森の設置目的に合致し、かつ、管理業務の実施を妨げない範囲において、利用者の利便性向上に資することを目的として、乙の責任と費用により実施する事業（以下「自主事業」という。）を実施することができる。

c. 指定管理業務の経理の状況

指定管理施設の管理業務・経理状況説明書

指定管理業務に係る収支状況

（単位：円）

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
収 入	A 収入額計	80,929,311	77,887,116	77,576,307	78,820,130	80,568,359
	施設利用料	4,889,900	4,416,640	5,732,990	5,761,350	4,802,310
	指定管理委託料	73,469,000	71,207,096	69,316,000	70,198,000	72,481,424
	追加委託料(感染症)	133,705				
	自動販売機収入	2,220,056	2,206,620	2,442,667	2,736,280	2,757,465
	その他	216,650	56,760	84,650	124,500	527,160
支 出	B 支出額計	79,313,201	73,018,116	72,852,196	73,956,818	78,382,604
	人件費	31,518,724	35,786,589	36,533,626	37,287,342	39,027,024
	消耗品費	553,610	414,457	404,928	388,401	408,852
	印刷製本費	107,836	7,142	24,265	38,650	46,875
	光熱水費	6,881,809	6,655,969	6,358,629	7,103,098	7,076,946
	通信運搬費	272,203	268,597	310,422	337,553	316,610
	広告費	868,421	255,300	265,200	298,100	265,200
	備品購入費	910,175	3,270			29,800
	使用料・賃借料	626,261	682,240	666,590	821,313	440,702
	燃料費	344,580	329,163	348,204	320,591	335,481
	修繕費	2,964,449	2,912,328	3,022,695	1,460,784	2,047,149
	原材料費	3,566,273				
	事務経費	1,289,512				
	租税公課費	111,583	48,100	36,000	5,000	4,361,457
	植栽管理費	11,392,600	8,366,090	6,791,558	7,284,596	5,100,262
	駐車場管理費	1,130,813	99,000	178,200	407,000	403,600
	主催事業運営費	915,559	3,510,082	3,619,210	4,146,552	4,822,302
	その他	1,000,406	927,401	866,962	1,015,650	1,016,337
	外部委託費	14,858,387	12,752,388	13,425,707	13,042,188	12,684,007
	警備業務費	341,938	316,800	316,800	316,800	316,800
	自転車管理費	6,971,096	18,770			
	清掃業務	4,464,089	4,053,915	4,035,753	4,012,891	4,296,808
	設備保守管理費	3,077,707	2,903,806	3,489,067	3,510,056	2,846,096
	自然環境プログラム運営費		5,459,097	5,584,087	5,202,441	5,224,303
	その他	3,557				
	外部委託比率	18.7%	17.5%	18.4%	17.6%	16.2%
	県への納付金					
収 支 差 額 (A - B)		1,616,110	4,869,000	4,724,111	4,863,312	2,185,755
一人当たり指定管理者委託料*		275.4	285.1	242.2	235.8	245.6

* 指定管理者委託料÷利用者数(単位:円)

(参考)自主事業に係る収支状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
C 収入額計	836,900	815,510	735,810	2,894,615	3,733,911
D 支出額計	239,405	223,741	344,614	2,671,266	1,436,379
収 支 差 額 (C - D)	597,495	591,769	391,196	223,349	2,297,532

(出典：指定管理施設の管理業務・経理状況説明書から抜粋)

d. 指定管理業務の自主事業

	事業名	対象者	実施場所
1	健幸エクササイズ	一般利用者	公園全体
2	福祉用自転車	一般利用者	どんぐりの森
3	金川フォレストフェリーチェ	一般利用者	どんぐりの森
4	木工クラフトフェア／ミニログフェア	一般利用者	どんぐりの森
5	ケータリングカー	一般利用者	どんぐりの森
6	雑貨品などの物品販売	一般利用者	どんぐりの森
7	ゲーム型発電式フィットネスマシーン	一般利用者	サービスセンター
8	地元農家との連携した果実等販売	一般利用者	どんぐりの森
9	BBQサイト	一般利用者	どんぐりの森
10	鯉の餌販売	一般利用者	どんぐりの森

【実施した監査手続】

- ・当該事案の関連資料の入手・閲覧及び各施設の観察
- ・担当者への質問の実施

【指摘事項又は意見事項】

No.1. 【指摘事項】キャッシュレス決済機器の不具合について

キャッシュレス決済機器の一部に不具合があり、利用者がキャッシュレス決済を実施できない状況にあった。利用者の便宜の点、また、山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書上、キャッシュレス決済の導入が求められていることから直ちに利用できる状況にするべきである。

(現状)

山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書内、3 施設全般に関する業務等(11)利用者サービスの向上の記載に従って、指定管理者はキャッシュレス決済を導入しているが、一部のキャッシュレス決済機器について、監査人が現地に訪問した時点においては不具合があった。具体的にはスポーツの森にあるレンタルサイクルのチケット購入機器において、キャッシュレス決済が利用不能となっていた。当該事象について経緯と現状を含めて担当者に質問をしたところ以下の回答を得た。

(担当者からの回答)

○令和6年1月より自転車利用券販売機(以下「券売機」という。)のキャッシュレス決済の利用を開始。キャッシュレス決済機能について、スポーツの森サイクルステーション券売機2号機とカート場3号機の2台の通信状況が良好な時と使えない場合が時々発生し、利用者に迷惑がかかるため令和6年8月頃よりキャッシュレス決済のみ利用を停止

○令和6年9月20日、券売機の保守会社に券売機の状況を説明し調査を依頼

○令和6年9月26日、通信状況が時々悪くなる事が判明したため、アンテナの位置を変更し、通常の利用が可能となる

なお、現在、券売機(3台)のキャッシュレス決済機能は全て利用可能な状態となっていることを付記しておく。

(参考：監査人現場観察時点のキャッシュレス決済機器の状況)



(問題点及び改善策)

問題となる点は、監査人が現地に訪問した時点において、施設内のキャッシュレス決済機器の一部に不具合があり、当該機器については、施設利用者がキャッシュレス決済を実施できない状況にあった点である。施設利用者の便宜の観点、また、「山梨県森林公園金川の森管理運営業務仕様書」において、指定管理者はキャッシュレス決済の導入が求められていることから、その状況は問題となる状況である。

そこで、当該のキャッシュレス決済機器について、直ちに不具合を解消し、施設利用者がキャッシュレス決済を利用できる状況にすることを要望する。また、今後仮にキャッシュレス決済機器に不具合が生じた場合についても、迅速に不具合を解消することも併せて要望する。

なお、現在においては施設内の全てのキャッシュレス決済機器は正常に機能しており、上記の問題点は解消している状況であることを付記する。

No.2.【指摘事項】金庫内保管物の管理について

金庫内で他者の貴重品を預かることは避けるべきである。

(現状)

施設内の金庫に、本来指定管理者が管理するべきではない、他者の現金があった。物品販売に関わる団体やイベント実施団体等の現金であり、一時的な保管を行っていた。保管金額は常時数千円ほどである。

(問題点及び改善策)

保管者である指定管理者に寄託責任が生じることから（民法第659条）、本来管理するべきもの以外他者の貴重品を預かるべきではない。また、預かっているものが現金であり、指定管理者の保管する現金との混同リスクもあることから、他者の現金は預かるべきではない。

保管されている現金は僅少な金額であり、その点リスクも大きくないとも考えることもできるが、やむを得ず預かる場合も早期に返還するなど、リスクの最小化を極力図るべきであると考ええる。

No.3.【指摘事項】備品管理シールの貼り付け漏れについて

レンタルサイクルサービスに利用する貸し出し用自転車の一部に、備品管理シールの貼付がないものが複数台あった。ルールに準じてシールの貼り付けを行うべきである。

(現状)

スポーツの森やどんぐりの森にあるサイクルステーション内の貸し出し用自転車の一部に、備品管理シールの貼り付けがないものがあった。担当者に質問をしたところ、自転車の利用過程において、擦れたり雨風にさらされた影響により、当初貼り付けがあった備品管理シールが剥がれてしまっているとのことであった。

なお、現状、指定管理者が独自に設定した「備品分類番号」を車体に直接記載したり、プレートを付したりすることで保管自転車の識別を行っている。

（問題点及び改善策）

現状の県の定める備品管理ルールを確認すると、以下のとおりとなっている。
「備品には、全て所属名及び品名を金属札、紙札、焼印、彫刻その他便宜な方法で表示しなければならない。」（山梨県財務規則 第 162 条参照）

「備品については、原則として、県有備品である旨の表示を行い、帳簿と現物の合致を促進することとしている。物品管理システムから備品表示シールを打出し各備品に貼付すること。」（物品管理・調達事務ガイドブック 第 2 編 物品の管理 第 2 章 物品管理の仕組み 6 備品の表示参照）

これらのルールに現状を当てはめると、備品管理シールの貼付がない状況での貸し出し用自転車の管理は、ルールを逸脱している状況であり、あるべき状況ではない。そこで、この状況の改善点として以下を要望する。

- ・現時点において備品管理シールが貼付されていない貸し出し用自転車については、備品管理シールを貼付すること。

- ・定期的に備品管理シール貼付状況の確認を行い、剥がれてしまっている状況等を確認した場合は速やかに新たなシールを貼付するルールを構築すること。

利用方法の性質上、貸し出し用自転車のシールはある程度はがれてしまうことは避けられないので、剥がれてしまった後の対応をルール化してもらいたい。

No.4. 【意見事項】金庫管理について

施設内の金庫の開錠が比較的広く認められている状況である。実務上の便宜とリスクとのバランスを鑑みた上で、例えば金庫の開錠簿等を整備するなど一定の統制体制は整備すべきである。

（現状）

実質的に施設内で勤務する職員の多くが、施設内の金庫の開錠が可能な状況となっている。多額ではないが、一定程度の現金が金庫内には保管されている状況である。

（問題点及び改善策）

多くの職員が施設内の金庫を開錠することができる状況は問題となる可能性がある。例えば、現金が何らかの事情で紛失した場合等に、金庫の開錠をできる職員があらぬ疑いをかけられるリスクも発生してしまう。また、責任の所在が不明確になり、金庫管理の緊張感が薄れる恐れもある。このようなリスクを避けるためにも、金庫の開錠権限をある程度の役職者に絞るなどの対応を検討することが望ましいが、休日出勤等もある現状の人員体制の状況で開錠権限者を一定の役職者に制限した場合、配員増加などの人員体制の見直しが避けられず大幅なコストアップが懸念されること、また、事務所で取り扱う現金は当日締める職員が決まっており、翌日には本部で確認することとなっていることから責任体制が明確であり補完統制が存在していることから、例えば金庫の開錠簿等を整備するなどにより、事後的に開錠者を特定でき、さらに開錠簿の整備により金庫を取扱う職員への一定の牽制機能が期待できることから、このような代替的な施策も一考であるものと思料する。

もっとも、現状の金庫内の現金は多額とは言えないが、今後現金の取扱高が増加した場合や現金（現金同等物含む。）の事故が発生した場合には、統制機能がより強い、先述した金庫の開錠権限の絞り込みを検討すべきものと考える。

No.5. 【意見事項】個人情報の取扱いについて

より適切な個人情報の管理という観点から、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するといった運用を採用することが有用と考えられる。

保有個人情報の保管・廃棄についてのマニュアルについて、必要に応じて実際の保管期間に即した見直し要否の検討が必要と考えられる。

金川の森の個人情報の保護に関する要綱に基づき、特定個人情報取扱いに関する規程を整備するか、必要性がないということであれば、第 13 条の削除を検討してもよいと考える。

（現状）

1 法令等の規範

- （1） 個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）
※第 66 条 （安全管理措置）

行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

- 一 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
- 二 指定管理者（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第二百四十四条第一項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

- (2) 個人情報保護法第 66 条に基づき定められた「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日制定）」
- (3) 指定管理者が策定している「個人情報保護マニュアル」

2 運用状況

- (1) 金川の森にて保有している個人情報

金川の森が保有している個人情報は、有料の施設等（バーベキュー場、レンタルグッズ、ターゲットボードゴルフ、自転車等）の利用を希望する個人から提出される利用申込書記載事項がある。

- (2) 保有している個人情報の管理状況

上記利用申込書等の文書類に関しては、①管理事務所にある、鍵付の部屋内のキャビネット内（一部鍵付き）に保管されているもの、②スポーツの森にあるサイクルステーション内に保管されているものがある。ただし、②については、当日の申込分のみである（利用時間終了後に管理事務所へ申込書を移送している）。

デジタルデータとしての個人情報は、保有していない。

保管期間に関して、利用申込書は会計証憑としての役割があるものとして取り扱っているため、最低 7 年以上の保管をしている。

- (3) 役職員に対する研修の実施

役職員に対し、「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱」第 13 条に基づく研修として、総務省作成の冊子「個人情報保護法」を配布し、内容確認の報告をさせている。

（問題点及び改善策）

- 1 保有個人情報の管理について

金川の森が保有している個人情報の管理については、概ね要綱などに従って適切に行われていた。

しかし、以下の運用を採用することにより、一層個人情報保護のレベルが上がることから、改善意見を記載する。

利用申込書が保管されているキャビネットは、鍵付の室内に設置されているが、同室の鍵や文書の使用履歴の把握がなされていなかった。同室の鍵は、事務所内の複数の役職員が保有しているため、利用申込書等を業務で使用した場合、いつ・誰が・何の個人情報記載書類をキャビネットから取り出したか把握できない状況となっている。

そのため、より適切な個人情報の管理という観点からすれば、鍵や文書の使用履歴を管理簿などにより把握するといった運用を採用することが有用と考えられるので、検討されたい。

- 2 保有個人情報の保管・廃棄について

利用申込書は会計証憑としての役割があるものとして取り扱っているため、最低 7 年以上の保管をしている。

この点、個人情報の性質上、保有個人情報の内、不要となったものについては、速やかに消去・廃棄をすべきであり、不必要に長期間保有すべきではないものの、会計証憑としての保管の必要性があることからすれば、最低 7 年の保管とすることは問題ないと思われる。

ただし、指定管理者が作成している「個人情報保護マニュアル」には、「保管期間は利用終了後 1 年間とし」と規定されており、この点に齟齬が生じている。

そのため、保管期間に関して混乱が生じないよう各規定を整理し、場合によっては個人情報の保管・廃棄についてマニュアルを制定することが有用と考えられるので、検討されたい。

- 3 特定個人情報取扱規程について

「山梨県森林公園金川の森の個人情報の保護に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日制定）」第 13 条は「特定個人情報の取扱いにあつては、番号法及びこの要綱に定めのあるもののほか、指定管理者が別に定めるものとする。」と規定されている。しかし、特定個人情報の取扱いに関する別の定めは存在していなかった。

現状、金川の森において、特定個人情報を取り扱っておらず、また今後も取扱いの予定はないとのことから、特定個人情報の取扱いに関する規程はなくて

も大きな問題はないと思われるが、要綱第 13 条に「別に定めるものとする。」とある以上、規程を整備しておくべきと思われる。もしくは、特定個人情報取扱に関する規程を整備する必要性がないということであれば、第 13 条の削除を検討してもよいと考える。

3.1.2. 山梨県立武田の杜保健休養林

【施設の概要等】

① 山梨県立武田の杜保健休養林の概要

山梨県立武田の杜保健休養林（以下「武田の杜」という。）は、青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため、設置されたものである（山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例（以下「武田の杜設置・管理条例」という。）第 1 条参照）。

県は武田の杜について、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、平成 18 年度から、知事が指定する法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に管理を行わせている（同条例第 4 条）。

② 武田の杜の指定管理の概要

ア. 指定管理者の推移

〔指定管理者の推移〕（単位：円）

指定管理者名	県出資	指定期間	指定管理料
（財）山梨県林業公社	有	H18. 4. 1 ～ H21. 3. 31:3 年	130, 720, 000
（公財）山梨県林業公社	有	H21. 4. 1 ～ H26. 3. 31:5 年	217, 278, 000
山梨県造園建設業協同組合	無	H26. 4. 1 ～ H31. 3. 31:5 年	207, 542, 000
山梨県造園建設業協同組合	無	H31. 4. 1～R5. 3. 31:4 年	169, 598, 555
山梨県造園建設業協同組合	無	R5. 4. 1～R9. 3. 31:4 年	180, 924, 000

イ. 施設概要

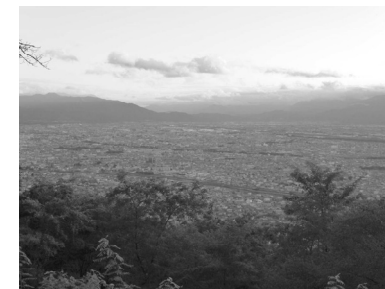
〔武田の杜の施設概要〕

所在地	甲府市山宮町片山 3371 他
設置年月日	昭和 54 年 3 月 14 日
設置根拠	山梨県立武田の杜保健休養林設置及び管理条例
設置目的	青少年その他の県民に自然に親しむ環境を提供することにより、健康の増進及び豊かな情操のかん養を図るため設置する。
主要施設内容	○面積：2,500ha ○施設の内容 ❶ 健康の森 i サービスセンター：352 m² ii 森林学習展示館：88 m² iii 展望休憩室：15 m² iv キャンプ場ログキャビン：3 棟 v 癒しの小径：10.9 km 等 ❷ 樹木見本園 i 休憩舎：34 m² 等 ❸ 幹線遊歩道 i 遊歩道：23.6 m² ii 展望休憩舎：4 棟 等 ❹ 鳥獣センター i 管理棟：369 m² ii 展示館：210 m² 等
主要業務内容	i キャンプ場の利用の承認に関する業務 ii 施設及び設備器具の維持保全に関する業務 iii 森林に関する知識の普及のための催しの実施に関する業務 iv 鳥獣に関する知識の普及のための催しの実施及び鳥獣の保護に関する業務 v 自然に関する知識の習得に資するレクリエーション及び野外活動の機会の提供に関する業務 vi 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務

〔健康の森 サービスセンター〕



〔サービスセンターからの眺め〕



〔森林学習展示館〕



〔展望休憩室〕



〔展望休憩室の内部〕



〔展望休憩室からの眺め〕



〔ログキャビンのひとつ〕



〔ログキャビン2階からの眺め〕



〔キャンプ場：バーベキュー施設〕



〔キャンプ場：ドラム缶風呂〕



ウ．指定管理業務に係る収支状況

〔指定管理業務に係る収支の推移〕

(単位:円)

区分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収入合計	43,720,269	44,661,280	42,774,403	44,607,606	44,988,649
支出合計	43,492,925	44,372,094	42,196,587	43,246,056	42,976,371
収支差額	227,344	289,186	577,816	1,361,550	2,012,278

エ．指定管理業務の中で実施している自主事業に係る収支状況

〔自主事業に係る収支の推移〕

(単位:円)

区分	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
収入合計	66,130	-	500,000	550,000	780,170
支出合計	555,341	-	506,792	556,536	784,930
収支差額	△489,211	-	△6,792	△6,536	△4,760

オ．施設利用状況

〔施設利用者数の推移〕

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5
利用者実績(人)	93,927	49,144	55,813	66,148	69,179
目標値(人)	100,600	100,600	101,600	102,600	56,860
実績/目標割合(%)	93.4	48.9	54.9	64.5	121.7
1日当たり実績(人/日)	297	157	179	211	218

カ．利用者満足度

〔利用者満足度〕

(単位:%)

区 分	満 足	どちらか といえば 満足	どちらか といえば 不満	不 満
① 開園日・開園時間	87.1	9.7	3.2	0
② 料金設定	81.0	18.0	1.0	0
③ 申込方法	74.0	22.2	3.4	0.4
④ 整備・施設状況	84.2	15.8	0	0
⑤ プログラムの内容	94.4	5.0	0.6	0
⑥ スタッフの対応	85.7	12.5	1.2	0.6
⑦ 森林学習展示館の内容	75.4	21.1	3.5	0
⑧ 施設全体の満足度	81.3	18.3	0	0.4

③ 指定管理者による管理体制について

【指定管理者による管理体制】

ア 所 長： 1 人
イ 会計担当課
課 長： 1 人
ウ 保健休養林課
課 長： 1 人
一 般 職： 2 人
エ 鳥獣普及推進課
課 長： 1 人
一 般 職： 4 人
非常勤職員： 1 人
合 計： 11 人

④ 武田の杜での行為の許可等の実績について

武田の杜設置・管理条例第 18 条等に基づき、有料公園施設を除く武田の杜での所定の行為に対して、申請に基づき許可を与えることとなっている。武田の杜の当該行為の許可について、令和 5 年度では 4 件の「行為の許可」があったことを確認した。

【実施した監査手続】

- ① 山梨県が実施する指定管理者制度に係る制度構築状況について、行政経営管理課から関連する資料（指定管理者の変更等に関する基本方針、指定管理者の更新等に関する事務手続のガイドライン及び指定管理施設の管理運営状況のモニタリングに関するガイドライン並びに基本協定参考例等）を入手し、内容を閲覧して、必要な説明を受けた上で、県施設所管課である県有林課等からの事務事業説明を受けた。
- ② 県施設所管課からの説明を踏まえ、外部監査人が重要と考える外部監査の観点（監査要点）をより具体的に検討・把握して、武田の杜の指定管理業務に係る監査手続として、各種関連する資料の入手・閲覧、質問等を実施した。
- ③ 武田の杜の指定管理業務の現状を把握するため、現場視察を実施し、監査対象である施設及び設備等の管理状況並びに指定管理業務の実施状況を、指定管理者からの説明と質問・回答等に基づき、適時適切に把握した。
- ④ 以上に基づき、武田の杜に係る指定管理業務等の事務事業に関して、合規性

に係る財務監査を実施し、併せて 3E（経済性、効率性及び有効性）監査等、業務監査を実施した。

【指摘事項又は意見事項】

No.6. 【指摘事項】有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」料金等の収入管理について

令和 5 年度において、有料施設キャンプ場にある「温水シャワー」を使用した際の料金収入について、利用期間（5 月 1 日～10 月 31 日）の経過後、11 月 11 日（土）に 1 回だけ収納等の会計事務を行い、「令和 5 年度 11 月利用料金の状況」（様式 2）で最初の実績報告を行っている。また、令和 5 年度の月次利用状況報告書によると、複数の月に有料施設の利用はあるが、当該月に収入の記録がないとする報告が確認された。

これらのことは、山梨県立武田の杜保健休養林の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）に基づく「利用料金収入の状況」の報告内容が実績と異なることを意味していることから、実際の利用状況に整合した合理的な収入に係る会計処理を行い、その上で月次利用状況報告書を作成し、県施設所管課への提出を適正に行われたい。

（現状）

武田の杜の有料施設の状況については、基本協定書第 27 条から第 29 条に規定の「利用料金収入の状況」または「利用料金の収入の実績」として、業務日報を作成し、月毎の定期報告を、また、事業年度終了後 2 月以内に事業報告書を県施設所管課に提出している。

【温水シャワー利用料金収入実績報告】

武田の杜の指定管理者が作成し、県施設所管課に提出している「利用料金収入の状況」等を閲覧すると、令和 5 年 11 月 11 日（土）に「温水シャワー」（1 回当たりの利用単価 100 円）の利用者 162 人、収入として「16,200 円」が表示されている。

〔2 連式温水シャワー（旧式）〕



（旧式：左側は故障のため利用不可）

〔温水シャワー〕



〔他の有料施設利用料金収入実績報告〕

一方、4 月の実績では、101 人の有料施設利用者に対して収入は「13,110 円」と報告されている（「令和 5 年度 4 月利用状況〔様式 2〕」）。この収入の一部は「ジュニアトレイルランニングレース」（4 月 23 日実施）に参加する者が宿泊し、施設等を利用した際に発生した収入も含まれている。

また、事業年度最終月（3 月）の利用状況を閲覧すると、3 月 17 日（日）に有料施設の利用者が 40 人であったが、その収入は「5,280 円」であることを、指定管理者が県施設所管課に提出した報告書（様式 2（2-1））で確認した。この収入は自主事業の収入に区分され、会計処理では元帳において、会計口座「615 武田自主事業から充当」で処理されている。

事業年度末の利用料金収入の合計は、「461,540 円」であり、これとは別に集計報告されている自主事業に伴う利用料金収入の合計は「230,170 円」であった。これら 2 つの事業区分の利用料金収入は、「管理業務にかかる収支」（令和 5 年度事業報告書）の収入項目に、それぞれ「利用料金収入」と「自主事業収入からの充当」として同額が表示されている。

（問題点及び改善策）

〔温水シャワー利用料金収入実績報告〕

武田の杜の現場往査において、指定管理者に温水シャワーの利用料金の利用状況と利用料金の会計処理の実務について、また、設置場所であるキャンプ場を訪問し、その時点での現金の保管状況を確認した。

その結果、指定管理者は令和 5 年度において、温水シャワーの利用料金の収納などの会計処理を条例で指定された利用期間（5 月 1 日～10 月 31 日）終了後の 11 月 11 日（土）にまとめて実施していたことが分かった。また、キャンプ場に設置されている温水シャワーの利用料金収納箱でその時点の収納料金を確認したところ、令和 6 年度の利用分すべてが保管されていることを確認した。

これまで指定管理者は温水シャワー利用期間の終了後にまとめて収納等の会計処理を行ってきた。しかし、武田の杜に係る基本協定書では、「業務日報」（第 27 条）、「定期報告」（第 28 条）及び「事業報告」（第 29 条）で、「利用料金収入の状況」及び「利用料金の収入の実績」を報告することになっていることから、少なくとも「定期報告」で利用実態に合った収納等会計処理を行うことが合意されていると考えるべきである。また、会計実務からも、日次とまでは言わなくとも、週次か、少なくとも月次で利用実態に合わせた会計処理を実施することで、現金管理を適切に実施することが適正であると考えられる。

〔2 連式温水シャワー（旧式）の料金箱〕



〔温水シャワーの料金箱〕



〔他の有料施設利用料金収入実績報告〕

一方、温水シャワーの利用料金に限らず、有料施設の利用に関する収納等の会計処理においても同様の問題が存するものと確認することができる。

すなわち、自主事業の実施に係る有料施設の利用料金収入に関して、元帳の収入の合計金額（230,170 円）は、管理会計としての資料の「指定管理施設 令和 5 年度自主事業内訳」には記載されていない。

本来、自主事業の実績の会計処理等については、①日々の有料施設利用状況の内部報告⇒②会計処理（元帳記帳）⇒③「月次報告：様式 2」⇒④「指定管理施設 令

和5年度自主事業内訳」⇒⑤「年度報告：様式2」という流れで、金額の整合性が図られなければならないものとする。この流れの中で、④の管理資料には内訳が記載されていない。この不整合な会計上のつながりに関する詳細については、後述することとする（No. 10「【意見事項】自主事業の収支管理の透明性等の確保について」参照。）。

No.7.【指摘事項】森林セラピー事業の正確な報告について

武田の杜の指定管理者にとって、森林セラピー事業は、事業計画書の中でも主
 催事業の一つに位置付けられる、重要な事業であるが、令和 5 年度における
 事業報告書において、森林セラピー事業の実績は、総括的説明として、52 回
 の実施で利用者は 340 人と記載されている。しかし、それらの内訳である
 「主催事業実績」、「自主事業実績」及び「武田の杜依頼事業」の一覧表(様式
 4)の記載内容と異なっている。指定管理者が県施設所管課に提出する事業報
 告書の記載内容とその根拠資料について、整合性がないことは事業報告書の
 信頼性を損なうこととなるため、指定管理者は事業報告書の記載内容の整合
 性を複数人で適正に検査した後に県施設所管課に責任を持って提出された
 い。

県施設所管課は、指定管理者から提出された事業報告書の主要な事業に係る記載内容について、定期報告書との整合性や総括的説明と内訳表の整合性を複数人で適正に検証されたい。

(現状)

森林セラピー事業は、令和 5 年度の業務計画書では、次のとおり記載されている。

「○ 主催事業に関すること」

- ・森林セラピー基地としての機能を果たす事業を実施します。

森林セラピーツアーの年 20 回の開催

ハンモックの貸出によるセルフセラピーコーナーの設置

これに対して、令和 5 年度の事業報告書では、森林セラピー事業について次のとおり、総括的に実績が記載されている。

「1. 森林セラピー事業

主催事業として一般県民等を対象に 19 回の森林セラピーを実施するとともに、甲府市と連携し市民を対象としたものや、甲武信ユネスコエコパークの協議会の事業として開催するもの、山梨交通のツアーの中で開催するなど市町村や地域と連携し 8 回実施し、また、森林セラピーガイドの自主企画やガイド研修など 13 回実施しました。

さらに、障害福祉サービスくぬぎの森と連携し毎月入所者を対象とした「くぬぎの森セラピーウォーク」を計12回実施するなど、年度内に計52回実施し、340人に利用いただきました。」

この総括的説明に対して、同じ事業報告書の「様式4」に掲載されている「主催事業実績」及び「○武田の杜依頼事業」の中で、森林セラピー事業の実施状況が、開催月日、内容、依頼先、人数及び備考の項目に記載し列挙されている。

一方、監査実施の中で入手した実績に関する資料は、次の事業区分別一覧表（表計算ソフト「エクセル」での作成表）である。

「森林セラピー事業区分別一覧表」：A表

ア. 主催事業

「森林セラピー事業進捗状況」

(単位:人)

NO	開催月日		事業名	開催場所	ガイド	定員	参加者	備考
1	4月15日	土	第1回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
2	5月7日	日	第2回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	7	
3	5月17日	水	第3回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
4	5月28日	日	第4回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
5	6月10日	土	第5回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	5	
6	6月24日	土	第6回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	7	
7	8月11日	金	第7回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
8	8月26日	土	第8回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
9	9月16日	土	第9回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
10	9月27日	水	第10回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
11	10月7日	土	第11回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
12	10月20日	金	第12回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	4	
13	11月3日	金	第13回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
14	11月19日	日	第14回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	5	依頼セラピー
15	12月2日	土	第15回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
16	12月20日	水	第16回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	3	
17	1月20日	土	第17回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
18	2月11日	日	第18回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
19	3月9日	土	第19回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	2	
20	3月20日	水祝	第20回森林セラピー	健康の森	森林セラピーガイド	10	1	
小計						190	59	